主 文 1 原判決を破棄する。

2 被告人は無罪。

理

本件控訴の趣意は、弁護人杉本昌純、同仙谷由人、同笠井治が連名で差し出した 控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。

控訴趣意第一点(事実誤認の主張)について

所論は要するに、本件犯行当時被告人は心神喪失又は心神耗弱の状態にあつたのに、原判決は、当時被告人は複雑酩酊の状態にあつたとはいえ未だ心神喪失の状態でもなく、心神耗弱の状態でもなかつたと認定しているのであつて、この点において原判決には判決に影響を及ぼすことの明らかな事実の誤認がある、というのである。

そこでまず、原審が弁護人の心神喪失及び心神耗弱の主張を排斥した理由をみてみると、主として被告人の当時の行動と被告人の犯行時の状態は病的酩酊とはいえないとするA作成の精神鑑定書の記載によつたものであることが判文上明らかである。そして、原判決の掲げる証拠によれば、原判示のとおり被告人が本件犯行前約三時間にわたり酒四合、ビールー本半、ウイスキーダブル四、五杯程度を飲酒し、犯行当時相当酔つていたこと、現在犯行当時の記憶を殆んどすべて欠いていること及びその犯行の態様も原判示のとおりであることが認められ、この点は当審において取調べた各証拠に照らしてもそのとおり認めることができる。

右のようにB鑑定とA鑑定とではその内容に差異がみられるが、このような差異が生じた主な原因はメジマイド賦活による脳波及び飲酒時脳波の各検査結果並びにこれに対する所見の相違によることが明らがである。すなわち、B鑑定においては、メジマイド賦活による脳波所見として「メジマイド静脈注射後三分四〇秒後(メジマイド七五ミリグラム)に、全誘導に小棘波を伴つた高振巾徐波群発が両側同期性にみられ、明らかな低閾値を示しており、その脳波像はてんかん性の発作波

である。」とし、これが病的酩酊の結論を導いた一つの重要な根拠となつているのに対し、A鑑定(当審における鑑定)では、このメジマイド(一〇〇ミリグラム)の負荷所見は「基礎律動の軽い不規則化がみられるが、徐波群や棘波等の発作波の出現はみられなかつた。」となつている(なおA鑑定の際、B鑑定にみられるような低閾値がなぜ示されなかつたのかは明らかでない)。一方飲酒時脳波検査においてA鑑定人が α —る睡眠を認めていることは前記のとおりであつて、これが同鑑定人の判断に重要な根拠を与えているのに対し、B鑑定人はこの現象を認めているいめてある。また、A鑑定人は本件当時被告人は泥酔すなわち強度の急性アルコール中毒状態にあつたとし、B鑑定人は、被告人の場合身体的失調を欠いており、泥酔状態とはいえないとするが、この違いはひつきよう泥酔の意義についての見解の差異に帰するものと思われる。

右のとおり両鑑定人の所見は、ある程度の相違を示してはいるが、本件当時の被告人の精神状態に対する大局的な見解については、その表現に差異はあるものの、実質的には近似していると認められるのであつて、これを病的酩酊と呼ぶか、あるいは病的酩酊と等価的な状態と呼ぶかの差異はあるが、当時被告人は精神的視野が極度に狭さくされた一種のもうろう状態にあつたという限度では一致した見解を示していると理解し得るのである。

そして、病的酩酊とまで断定するB鑑定人の所見についても、完全健忘、異常な酩酊状態、脳波異常などの根拠や、病的酩酊と等価的状態にあつたとするA鑑定人の見解に照らし、にわかにこれを否定し去ることは相当でないと考えられる。

(要旨)以上のとおり、被告人の本件行為は、外形的には一見まとまりのある行動を示してはいるが、その平素の人〈/要旨〉格態度からは相当かけ離れた異常な行動ということができ、しかも同人には右行為についての殆んど完全な健忘がみられるのであつて、B、A両鑑定人の前記の各鑑定結果を参酌して右行為当時の被告人の精神状態を考えると、当時被告人はアルコールなどの影響により病的酩酊ないしは極めてこれに近い意識障害をきたし、いわゆるもうろう状態に陥つていて、是非を弁別し、その弁別したところに従つて行動する能力を全く欠いていた疑いが濃厚であるといわざるを得ない。

当裁判所は、被告人の本件行為が一見悟性の整つた者の行動に見えるだけに、こ

の点につき慎重に審理したが、結局のところ、被告人が当時右の能力を欠いていなかつたとまでは認めることができず、そうとすれば被告人の本件行為は刑法第三九条一項にいう心神喪失者の行為と評価、認定するほかなく、従つてこれを認めなかった原判決には判決に影響を及ぼすべき事実の誤認があることに帰する。

よつて、その余の控訴趣旨につき判断するまでもなく本件控訴は理由があるから、刑訴法三九七条一項、三八二条によつて原判決を破棄し、本件はすでに取調べた証拠により当裁判所において直ちに判決をすることができるものと認められるので、同法四〇〇条但書により自判する。

本件の公訴事実は原判決の罪となるべき事実と同一であり、ここに記載された外形的事実は原判決の掲げる各証拠に照らしてこれを認めることができる。しかし、前説示のとおり、被告人の本件行為は心神喪失者の行為と認めるべきであるから、本件は罪とならないときにあたるので、同法四〇四条、三三六条前段により主文2のとおり無罪の言渡をする。

(裁判長裁判官 牧圭次 裁判官 永井登志彦 裁判官 本郷元)